

羽島市環境管理マニュアル

当初制定

平成11年9月29日

最終改訂（第27次）

令和3年4月1日

羽島市役所

目 次

1	制定の目的	1
2	適用範囲	1
3	環境方針	3
4	環境目標	4
5	推進体制	4
5.1	組織	
5.2	役割	
6	法的及びその他の要求事項	6
7	教育・訓練	6
8	監視	6
9	順守評価	6
10	是正処置・予防処置	6
11	内部監査	6
12	改訂履歴	7

1 制定の目的

本マニュアルは、羽島市の継続的な環境保全・改善活動の推進を図り、環境管理システムを実施し、維持し、継続的改善を行うための基本的事項を定めるものである。

2 適用範囲

(1) 適用組織

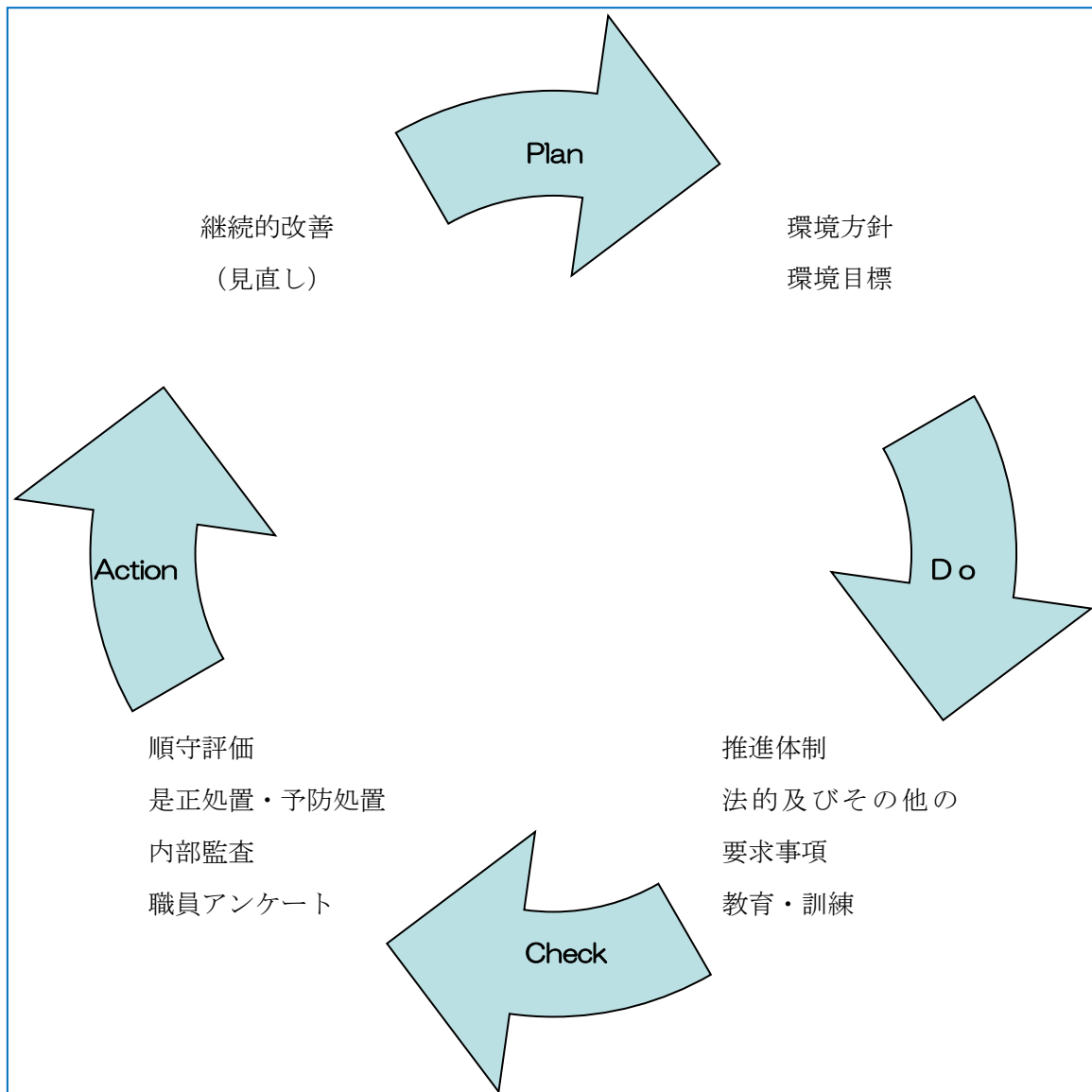
本マニュアルの適用組織は、以下のとおりである。

- ① 本庁機関の事務部局
- ② 会計課
- ③ 議会の事務部局
- ④ 教育委員会の事務部局（幼稚園、小中学校及び桑原学園を除く）
- ⑤ 監査委員の事務部局
- ⑥ 農業委員会の事務部局
- ⑦ 環境プラント（一般廃棄物最終処分場含む）
- ⑧ 浄化センター

(2) その他

羽島市から委託されて業務を行う者及び指定管理者制度導入施設で業務を行う者並びに羽島市から許可を得て土地・建物等を使用している各種団体（以下「関係団体」という。）については、本マニュアルに基づく取組みを行うよう努めることとする。

環境管理システム (PDCAサイクル)



3 環境方針

環境管理総括者は、環境保全の取組みに関する基本理念及び基本方針を定め、市役所内外に表明し、環境保全活動を継続的に推進する。

環境方針

▼基本理念

地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつなどの異常気象が各地で発生しており、環境への負荷低減を地球規模で推し進める必要があります。このための施策として省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及は喫緊の課題です。

羽島市では、「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」を将来都市像として、羽島市第六次総合計画を策定し、計画の中で「環境保全対策の推進」を掲げており、地球規模の環境問題に対し、市民と協働で取り組んでいきます。

羽島市第六次総合計画に掲げられた課題を達成するため、これからも羽島市役所自らが率先して環境問題に取り組み、環境保全と省エネルギー・省資源の推進に努めていきます。

▼基本方針

羽島市役所は、地球環境問題の解決に寄与するため、継続的な環境の保全・改善に取り組みます。

(環境に配慮した事務・事業の推進)

(1) 施策の遂行、事務・事業の実施にあたっては「環境意識」「自然志向」をキーワードとして、計画段階から執行に至るまで、常に環境問題への影響に配慮しつつ事務・事業を推進します。

(省エネルギー・省資源・リサイクルの推進)

(2) 庁舎内の省エネルギー、省資源及びリサイクルを推進し、率先して環境問題に取り組みます。

(法規制及びその他の要求事項の遵守)

(3) 環境関連法令及び市役所が同意するその他の要求事項を遵守し、継続的な環境の保全・改善を進めます。

(環境目的・目標の設定)

(4) 環境保全・改善のために、環境目的・目標を設定し、継続的に見直します。

(組織の整備)

(5) 環境マネジメントに対する組織・運営体制を整備し、責任所在の明確化を図り環境保全・改善活動に取り組みます。

(職員の教育・実践の徹底)

(6) 公務員としての役割を認識し、環境保全・改善に対する一層の意識の向上を図るため、教育・訓練を徹底、実践を通して市民・事業者の規範となるよう努めます。

(開かれた市政)

(7) 環境方針に限らず、市役所が保有する環境に関する情報は、市役所内外に公表します。また、市民や職員などからの意見、提言を積極的に取り入れて事務・事業に反映します。

平成 27 年 4 月

羽島市長

4 環境目標

- (1) 省エネ・省資源活動による地球温暖化対策の推進及びその継続
- (2) 環境物品等の優先的な調達（グリーン購入）
- (3) その他各実行部門で設定する環境配慮項目

5 推進体制

5.1 組織

(1) 環境管理事務局

環境管理システムの総合的な運用管理を行う。

(2) 実行部門

環境管理システムを運用し、環境管理事務局とともに運用管理を行う。

(3) 内部環境監査チーム

環境管理システムの運用状況を評価し、必要に応じ、実行部門の長に対し、是正のための助言及び勧告を行う。

5.2 役割

(1) 環境管理総括者（市長）

- ① 環境方針を決定する。
- ② 環境管理システムを確立、実施、維持及び改善していくために必要な人的、物的及び財政的資源を確保する。

(2) 環境管理責任者（生活環境部長）

- ① 環境管理システムを構築及び確立し、実施、維持及び改善を行う。
- ② 各実行部門に環境管理システムで要求する事項の実施を指示する。
- ③ 内部環境監査の実施について、主任環境監査員に指示する。

(3) 実行部門長（部長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長）

- ① 各所属で実行した事項と環境管理システムで要求する事項とを照らし合わせ、適合性について監視する。
- ② 環境推進員が作成した文書を承認する。

(4) 環境推進員（所属長（課長、室長、所長及び場長））

- ① 環境管理システムで要求する事項を実施する。
- ② 環境管理システムに関する文書を作成し保管する。なお、文書の作成は代理の者に任せることができる。ただし、作成された文書を承認する必要がある。

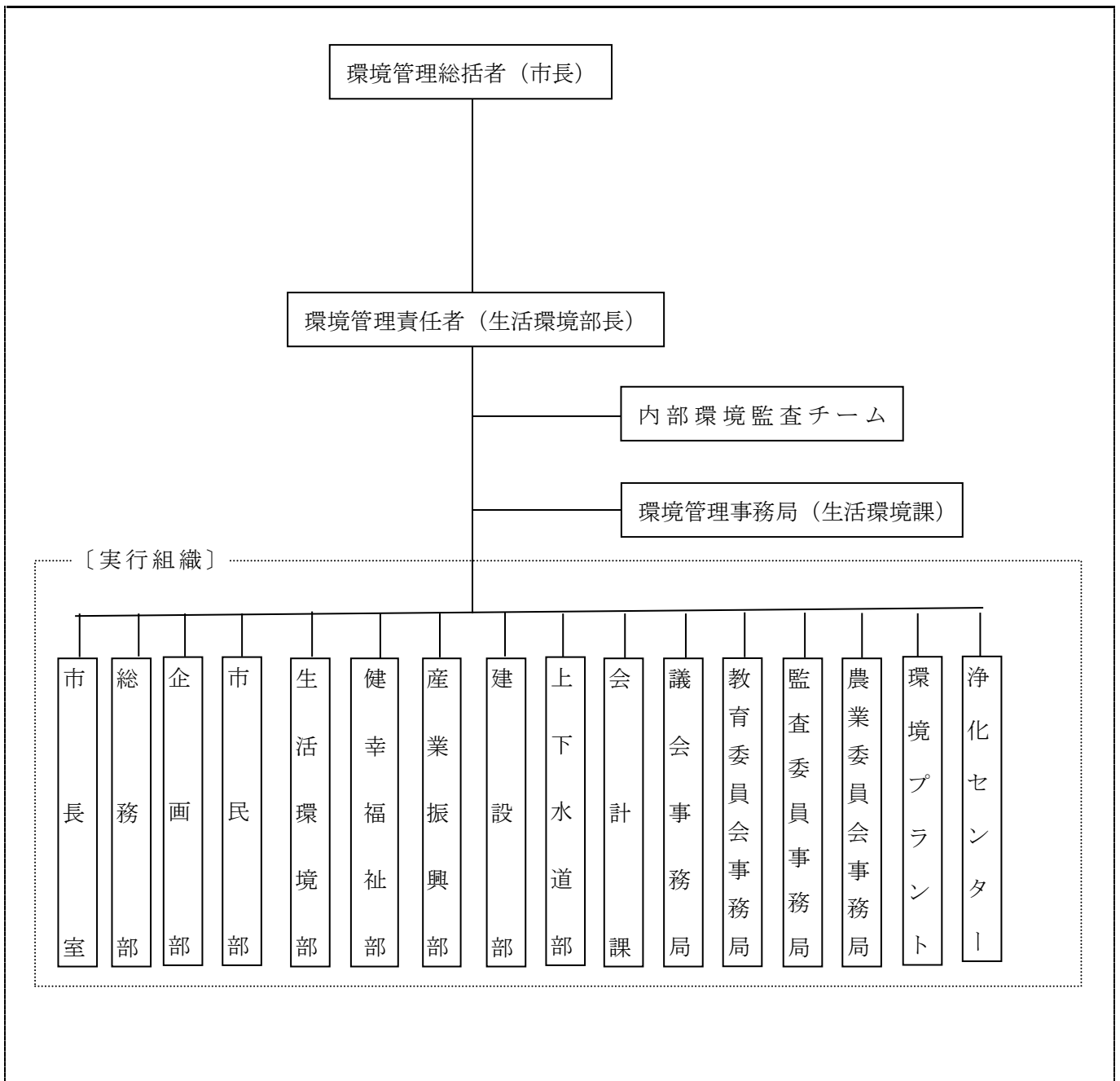
(5) 主任環境監査員（生活環境課長又は環境監査員経験者）

- ① 内部環境監査を主体的に実施する。
- ② 内部環境監査に関する文書を作成する。

(6) 環境監査員（生活環境課員又は環境監査員経験者）

- ① 主任環境監査員を補助する。

【体制図】



6 法的及びその他の要求事項

実行部門長及び環境推進員は、環境に影響を与える事務事業に関する法令等を把握し、順守する。

7 教育・訓練

環境管理システムの環境方針及び環境目標に関する知識及び技能の向上を図り、著しい環境影響の原因となる可能性をもつ事務事業を行う職員及び関係団体に適切な教育・訓練を実施する。

8 監視

実行部門長及び環境推進員は、環境管理システムで要求する事項について、目標値との比較及びその進捗状況を確認する。

9 順守評価

環境管理責任者は、各実行部門が実施する事項を点検し評価する。

10 是正処置・予防処置

実行部門長及び環境推進員は、既に生じた、又は生じることが予測される環境管理システムで要求する事項の不適合による環境への影響を緩和するため、是正処置又は予防処置を講じる。

11 内部監査

各実行部門について、環境管理システムが適切に実施及び維持されているか評価する。

12 改訂履歴

当初制定	平成11年	9月29日
1次改訂	平成12年	1月11日施行
2次改訂	平成12年	2月7日施行
3次改訂	平成12年	8月9日施行
4次改訂	平成13年	1月31日施行
5次改訂	平成13年	12月27日施行
6次改訂	平成14年	1月31日施行
7次改訂	平成14年	7月31日施行
8次改訂	平成14年	12月10日施行
9次改訂	平成15年	1月24日施行
10次改訂	平成15年	5月7日施行
11次改訂	平成15年	6月23日施行
12次改訂	平成15年	8月6日施行
13次改訂	平成16年	6月25日施行
14次改訂	平成17年	2月28日施行
15次改訂	平成17年	8月19日施行
16次改訂	平成18年	11月6日施行
17次改訂	平成19年	1月15日施行
18次改訂	平成19年	2月2日施行
19次改訂	平成20年	3月5日施行
20次改訂	平成20年	9月3日施行
21次改訂	平成21年	3月4日施行
22次改訂	平成22年	3月3日施行
23次改訂	平成26年	4月1日施行
24次改訂	平成27年	4月1日施行
25次改訂	平成27年	7月1日施行
26次改訂	平成28年	4月1日施行
27次改訂	平成29年	4月1日施行
28次改訂	令和3年	4月1日施工